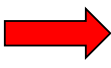


事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和8 年 1 月 22 日

案 件 名	津久井地域における汚水処理方法の見直しについて						
所 管	都市建設	局 区	土木	部	下水道経営課 下水道料金課 津久井下水道事務所	課 担当者	内線
事案概要							
「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」の見直しを踏まえた津久井地域における汚水処理方法の見直しについて諮るもの 平成19年4月 1市4町の合併⇒公共下水道区域の見直し(縮小)、高度処理型浄化槽区域の設定 かながわ水源環境保全・再生 施策大綱 平成21年3月 高度処理型浄化槽に関する条例制定 平成21年7月 市設置による高度処理型浄化槽事業を開始 令和 7年5月 かながわ水源環境保全・再生基本計画(素案) ⇒令和9年度より、津久井地域における新たな汚水処理方法の実施							
審議事項	○津久井地域における汚水処理方法の見直しについて 1. 浄化槽施策の見直し(高度処理型浄化槽の新規設置の廃止、転換補助の拡充) 2. 公共下水道区域の見直し						
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。						
事業効果 総合計画との関連	事業効果	最適な汚水処理方法への見直しを踏まえ、下水道事業の継続的かつ安定的な運営を図るとともに、生活排水処理率の向上による公共用水域の水質改善となる。					
	効果測定指標	ダム集水域における生活排水処理率の向上				施策番号	37、40
	年度	令和6年度		令和28年度			
	事業効果 年度目標	76.3%			95%		
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工							
○事業スケジュール							
年度	R7		R8		R9		
実施 内容	実施内容の検討						
	● 下水道事業審議会 (11月5日)		※「総論」の審議 審議事項: 浄化槽施策の見直し、公共下水道区域の見直し				
	庁議 (1月～2月)						
	条例改正 概要作成 (2月～6月)		※「各論」の審議 審議事項: 浄化槽施策の詳細な制度設計、条例・要綱等				
	庁議 (2月)						
	● 下水道事業審議会 (3月23日)						
	● 6月定例会議 建設部会【説明】						
	住民説明 (7月～)						
	パブコメ (7月～8月)						
	条例改正案 作成 (7月～9月)		● 9月定例会議【議決】				
				● 改正条例の施行 (4月1日)			
		施策実行					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(費)				220,000	230,000	230,000	230,000	240,000
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0					
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0					
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	浄化槽施策の詳細な制度設計の内容により財源内訳が変わるため、各論の庁議において示す。							
税源涵養(事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要	令和10年度以降、土木職約2名の削減効果があるため下水道部内の別事業への配置転換が可能							

SDGs
関連ゴールに○

1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 健康と福祉	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を推進する	6 安全な水とトイレを世界中に	7 経済をエネルギーで	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくばない、減らそう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和8年9月	定例会議	報道への情報提供	なし
パブリックコメント	あり		時期	令和8年7月	議会への情報提供	部会	令和8年6月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議 (令和7年4月30日)	件名:津久井地域の生活排水処理手法の見直しについて 出席課:政策課、広域行政課、総務法制課、財政課、地域経済政策課、森林政策課、廃棄物政策課、都市建設総務課、道路計画課、緑区区政策課
関係課長打合せ会議 (令和7年11月28日) (令和7年12月25日)	件名:津久井地域における汚水処理方法の見直しについて 出席課:政策課、マーケティング課、経営監理課、広域行政課、総務法制課、人事・給与課、財政課、廃棄物政策課、都市建設総務課、建築審査課、道路計画課、河川課、緑区区政策課
都市建設局事業調整会議 (令和7年12月19日)	件名:津久井地域における汚水処理方法の見直しについて 出席課:都市建設局内の局長、部長、筆頭課長

備 考

資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R8.1.8	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
【浄化槽施策の見直しについて】 ○(政策課長)合併処理浄化槽への転換に係る個人負担に対する補助を行うことで、課題となっていた転換が進むのか。 →(下水道経営課長)市設置型で取り組んでいる高度処理型浄化槽と同程度もしくはそれ以下とした個人負担にすることで、合併処理浄化槽への転換に係るハードルが下がり、転換が進むと考えている。 【公共下水道区域の見直しについて】 ○(マーケティング課長)公共下水道区域の見直しに伴い、市設置となる合併処理浄化槽については、整備・管理費用を市が負担することとされているが、個人で設置済みの640世帯について、市による維持管理を求める意見も出てくるのではないかと。 →(都市建設総務課長)個人で設置済みの合併処理浄化槽の対応については今後、検討していくが、高度処理型浄化槽において一定の条件を満たしたもののについては、市に寄付することで、その後の維持管理を市が行ってきた経過もあることから、同様の対応を検討している。 →(マーケティング課長)見直し後の事業費は、寄付による維持管理費用は見込んでいるのか。 →(下水道経営課主査)事業費に見込んでいないが、今後検討する内容により、事業費が増加する可能性もあり、対応を検討する。 ○(政策課長)ダム集水域における公共下水道事業計画区域は、津久井地域の合併後に定めた区域であるか。 →(下水道経営課長)津久井地域の合併前から公共下水道の区域となっていたが、合併後に区域の見直しが実施されており、現在の区域設定となっている。 →(政策課長)公共下水道区域が縮小される見直しであり、住民への影響も大きいことから、今後、丁寧に説明する必要がある。		

津久井地域における 汚水処理方法の見直しについて

【説明内容】

- 1 事案概要
- 2 審議事項① 浄化槽施策の見直し(高度処理型浄化槽の新規設置の廃止、転換補助の拡充)
審議事項② 公共下水道区域の見直し
- 3 見直しによる事業規模
- 4 今後のスケジュール

〈決定会議〉 令和8年1月22日
下水道経営課
下水道料金課
津久井下水道事務所



- 公共下水道と高度処理型浄化槽の整備による汚水処理を進めている
- ダム集水域における生活排水処理率が約76%と低い



1. 事案概要(神奈川県の水源環境保全・再生施策の経過)

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」(平成19年度～令和8年度)

- 県民の水がめである相模湖・津久井湖においてアオコが異常発生(生活雑排水の流入等により、窒素・リンが高濃度化)

⇒ 公共下水道整備、高度処理型浄化槽等への支援



評価等

アオコの異常発生は抑制
水質改善に一定の効果も
アオコ発生の可能性は払拭されず

リンの濃度が高いのは、
自然由来であることが判明

「かながわ水源環境保全・再生基本計画(素案)」(令和9年度～令和28年度)

- ダム集水域を中心に、生活排水由来の汚濁負荷軽減対策を推進
 - ① 現大綱期間中に計画・着手した公共下水道整備は、整備完了まで基金で支援
(未着手の公共下水道整備事業に対する支援は廃止)
 - ② 既設の高度処理型浄化槽の維持管理費の一部を支援
(高度処理型浄化槽の新設に対する支援は廃止)
 - ③ 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に係る支援策を拡充

窒素・リンの流入抑制対策から一般的な生活排水処理対策へと施策内容をシフト

1. 事案概要(窒素・リンの流入抑制から一般的な污水处理対策への見直し)

概要

- 神奈川県が相模湖・津久井湖への窒素・リンの流入抑制対策を見直したことから、本市においても、**一般的な生活排水処理対策**(単独処理浄化槽等を高度処理型浄化槽ではなく合併処理浄化槽へ転換)**に移行することとし、施策の見直しを図る**
- また、**公共下水道区域**についても浄化槽施策の見直しに伴い、公共下水道と合併処理浄化槽との**経済性比較等を改めて行い、再設定する**

【今回の審議事項について】

審議事項①: 浄化槽施策の見直し(高度処理型浄化槽の新規設置の廃止、転換補助の拡充)

審議事項②: 公共下水道区域の見直し

2. 審議事項① 浄化槽施策の見直し(高度処理型浄化槽の新規設置の廃止)

- 県の施策の見直しに伴い、本市においても、ダム集水域で整備を進めてきた**高度処理型浄化槽の新規設置を廃止し、一般的な合併処理浄化槽の整備に切り替える**
- これまで市が設置等してきた高度処理型浄化槽(令和6年度末時点で1,556基)は、引き続き、市が管理する

費用区分	浄化槽の設置費・維持管理費の実例※(標準世帯 5人槽の場合)		
	高度処理型浄化槽		合併処理浄化槽
設置費	約400万円/基	>	約185万円/基
維持管理費	約14.4万円/基・年	>	約8万円/基・年

※設置場所の条件により、金額は変動

2. 審議事項① 浄化槽施策の見直し(転換補助の拡充(概要))

合併処理浄化槽の整備・管理主体

➤ 本来、浄化槽は家屋の付属物であるため、市設置型から**個人設置型へ見直す**

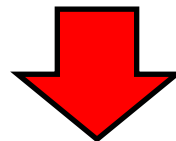
	見直し前	見直し後
汚水処理方法	高度処理型浄化槽	合併処理浄化槽
整備・管理主体	市 (市設置型)	個人 (個人設置型)
支援対象	新設 合併処理浄化槽からの転換 単独処理浄化槽・汲取便所からの転換	— — 単独処理浄化槽・汲取便所からの転換
	事業所 一般家庭	— 一般家庭
対象基数	約2,900基	約2,200基

2. 審議事項① 浄化槽施策の見直し(転換補助の拡充)

課題

➤ 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽等への転換が進まない主要因

⇒ 設置時の**個人の経済的負担が大きいこと**



※市内ダム集水域の生活排水処理率
現在:約76% ⇒ 計画(20年後):95%

対応策

➤ 個人設置型の合併処理浄化槽への転換に対して、個人の負担が**従前の高度処理型浄化槽(市設置型)と同程度もしくはそれ以下**となるように、市の補助制度の見直しを行う

現在の高度処理型浄化槽(市設置型)の**個人の費用負担**の一例(5人槽の場合)

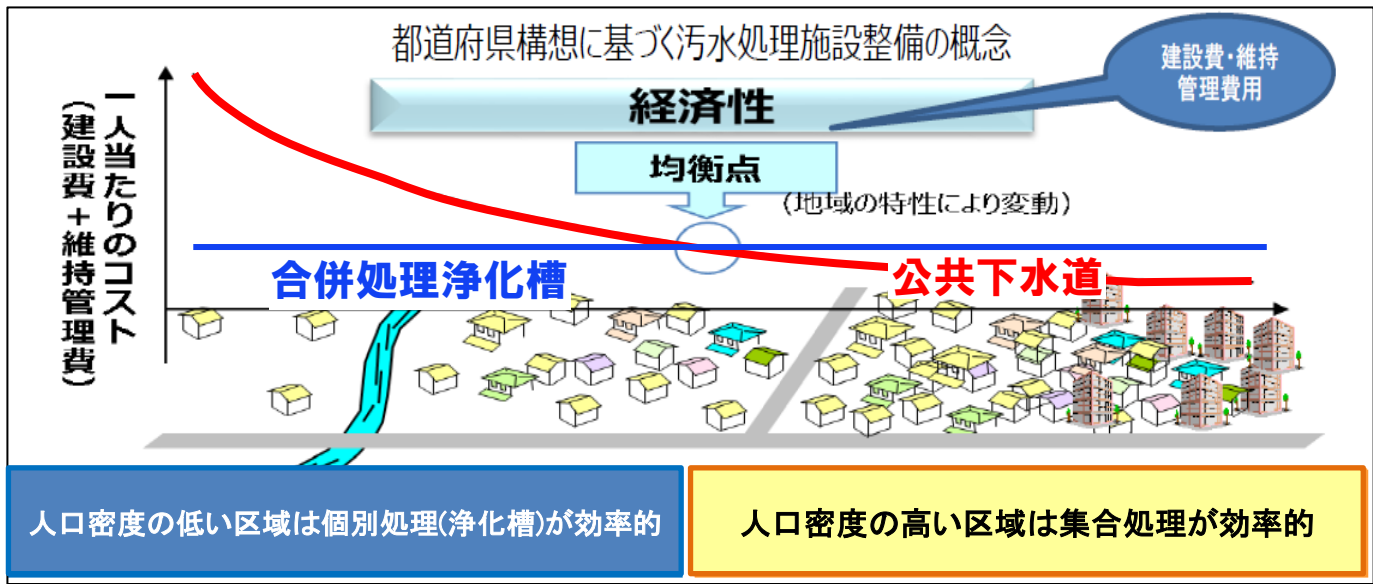
受益者分担金	宅内配管工事	合計
11万3,700円	20万円程度※	31万円程度

※宅内配管工事の費用は、環境省の資料から想定した金額

2. 審議事項② 公共下水道区域の見直し

- 浄化槽施策の見直しに伴い、公共下水道との経済比較の対象が 高度処理型浄化槽から合併処理浄化槽への変更となることから、**未着手の公共下水道区域**について、汚水処理方法(公共下水道または浄化槽)の見直しを国のマニュアル※に基づき行った結果、検討した公共下水道区域(約220ha)の一部を除き、**合併処理浄化槽の区域へ変更**する

※持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省)



【見直後の対応】

公共下水道から**合併処理浄化槽**に切り替える区域は、市が整備・管理を行う**市設置型**とする

	区域	整備・管理主体	対象世帯
見直し前	公共下水道	市	約1,300世帯
見直し後	合併処理浄化槽	市※	約660世帯

既に約640世帯が合併浄化槽を設置済み

※これまでの経緯を踏まえ、引き続き市が主体となって整備・管理

3. 見直しによる事業規模

①浄化槽施策の見直しによる事業規模

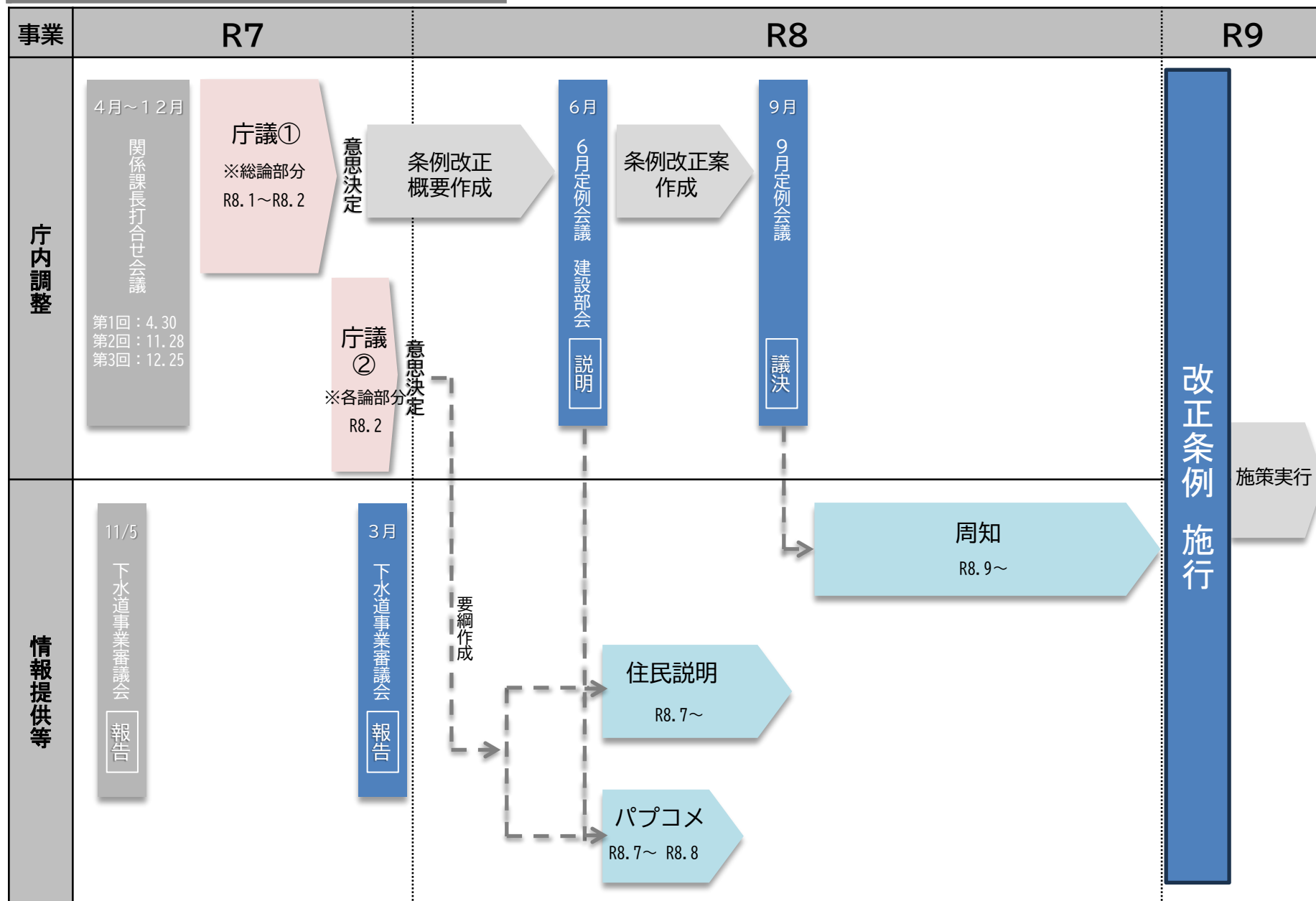
区分	見直し前	見直し後
汚水処理方法	高度処理型浄化槽	合併処理浄化槽
整備・管理主体	市	個人
事業費(整備費+維持管理費)	約190億円	約75億円
対象世帯数	約2,900世帯	約2,200世帯

②公共下水道区域の見直しによる事業規模

区分	見直し前	見直し後
汚水処理方法	公共下水道	合併処理浄化槽
整備・管理主体	市	市
事業費(整備費+維持管理費)	約90億円	約25億円
対象面積	約220ha	約220ha
対象世帯数	約1,300世帯	約660世帯

※維持管理費については、今後20年分を計上

4. 今後のスケジュール



※庁議①（総論部分）の審議事項：1 浄化槽施策の見直し、2 公共下水道区域の見直し

※庁議②（各論部分）の審議事項：1 浄化槽施策の詳細な制度設計、2 条例・要綱等

○開催日時：令和8年1月22日

○開催場所：本庁舎本館 2階 第1特別会議室

○案件名：津久井地域における汚水処理方法の見直しについて

○担当課：都市建設総務局 土木部 下水道経営課、下水道料金課、津久井下水道事務所

○出席者 ■：出席 □：欠席（代）：代理出席

（庁議構成員）

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長

■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

（担当課）

■土木部長 ■都市建設総務課長 ■下水道経営課長 ■下水道料金課長 ■津久井下水道事務所長

（1）主な意見等

○（財政部長）下水道会計における繰出金は減額となるのか。

→（土木部長）公共下水道の見直し区域は、市設置による合併処理浄化槽の設置区域となるため、繰出金の減額が想定されているものではない。

→（下水道経営課長）合併処理浄化槽の個人設置に係る設置費用の補助については、一般会計からの歳出を想定している。

○（財政課長）合併処理浄化槽への見直し後、対象世帯数が減っている理由を伺う。

→（土木部長）見直し区域内において、すでに合併処理浄化槽を個人設置している世帯があるため、対象世帯数が減っている。

○（財政局長）合併処理浄化槽の個人負担に係る補助について、高度処理型浄化槽と同程度もしくはそれ以下となっているが、補助の方向性を伺う。

→（下水道経営課長）高度処理型浄化槽を市設置とした場合における自己負担額が31万円程度であることから、自己負担額を同程度以下となるよう想定している。

→（財政局長）補助金額も本会議の審議事項であるか。

→（津久井下水道事務所長）自己負担に対する補助の方向性については審議事項である。なお、具体的な補助金額等の詳細については、改めて庁議に付議したいと考えている。

→（市長公室長）具体的な内容を本会議で示していない理由を伺う。

→（津久井下水道事務所長）審議事項が明確となるよう、施策見直しに係る方向性と、条例改正や補助制度の具体的な内容とを分けて審議を行うことについて、関係課長打合せ会議等で、ご意見を頂いたことを踏まえ判断した。

→（財政局長）自己負担に対する補助について、補助割合等が不明瞭であり、審議が困難である。

→（市長公室長）政策部、財政部と相談したのか。

→（政策課長）自己負担に対する補助について、方向性が不明瞭であれば、具体的な内容の審議も進めていく。

○（政策課長）神奈川県の実策については、具体的な方向性が決まっていない状況ではないか。

→（津久井下水道事務所長）かながわ水源環境保全・再生基本計画（案）が示されている状況であり、合併処理浄化槽への転換に係る支援策を拡充することは決まっているが、具体的な内容が計画等で決まっているものではない。

→（市長公室長）神奈川県が合併処理浄化槽への転換に係る支援を検討している中で、市が先行して自己負担に係る補助を決定するのか。

→（津久井下水道事務所長）神奈川県において、具体的な支援策はコアワーキングにおいて示されて

いるものの、計画等で決定していない。ただし、合併処理浄化槽の転換に係る支援拡充という方向性は基本計画(案)において示されているため、本会議で個人設置型に係る負担軽減策として、高度処理型浄化槽に係る自己負担と同等となるよう補助の方向性を提案している。

→(財政局長)神奈川県が具体的な内容を決定する時期を伺う。

→(下水道経営課主査)令和8年6月に示される予定と伺っている。

→(財政局長)神奈川県が内容を決定していない状況であり、先行して市で議論することは困難であると考える。

○(市長公室長)合併処理浄化槽の転換に係る補助となっているが、新規設置は対象外となるのか。

→(都市建設総務課長)現在、単独処理浄化槽や汲取便所による汚水処理を行っている世帯が合併処理浄化槽に転換する場合を対象としている。

○(市長公室長)スケジュールを改めて伺う。

→(都市建設総務課長)令和9年4月から、新たな施策による取組を始めたいと想定しており、条例改正等を踏まえたスケジュールとしている。

→(財政局長)神奈川県が内容を決定してからの施策決定でよいのではないかと。

→(市長公室長)条例改正の内容を伺う。

→(下水道経営課長)高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例において、市設置型浄化槽を高度処理型浄化槽と定めており、施策の見直しにより、高度処理型浄化槽の市設置を行わず、合併処理浄化槽の設置が可能となるよう改正を行うものである。

→(市長公室長)周知期間を6か月としている理由を伺う。

→(下水道経営課長)高度処理型浄化槽の設置を行わないことで、合併処理浄化槽の設置に係る自己負担が増えることから、市民への影響を考慮し、十分な周知期間を設けている。

→(市長公室長)市設置に係る条例の改正であり、市民生活への影響は少ないのではないかと。

→(財政局長)6か月の周知期間が必要なのか改めて調整が必要ではないかと。

(2)結果

○ 継続審議とする。